昭和を彩った日本の石油化学工業

＝⑯＝

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

浮上した二法案

第三十三章

余談になるが、昭和三十年代、戦後十年以上も経過すると日本全体が何事にも自信を持って行動するようになりつつあった。それは三十一年（一九五六）七月に経済企画庁が公表した経済白書に負うところが大きかったように思われる。そこには「技術革新による日本経済の成長と近代化」を強調すると同時に「もはや戦後ではない」という名せりふが日本人の多くに「やる気」と変わることへの自信」を植えつけたのではなかろうか。

高度成長への曙

事実この白書が出た七月は戦後初めて国防の基本方針を審議する「国防会議構成法」が施行され、次いで鳩山内閣が日ソ平和交渉を再開し、北方四島の返還を要求、ソ連が歯舞、色丹の二島だけ返還すると提案したのに対して、あくまでも四島一括でなければのまないと峻拒（しゅんきょ）。十二月、国連総会は日本の加盟を全会一致で承認、国際社会で一人歩きできる資格が認められた年でもある。三十二年（一九五七）には通貨発券高の激増に対処して五千円札が発行され、日本経済がひと回り大きくなったことを感じさせた。また、今日の流通革命の一端を担った自動販売機がタバコを対象として大阪に出現したのもこの年だ。

昭和三十三年（一九五八）には通産省が国民車育成構想を明らかにし、今日のモータリゼーションの口火を切った。昭和三十四年（一九五九）春になると東京・大阪間を三時間で結ぶ東海道新幹線建設が開始された。十月には東証の出来高が一億六千五百万株と開所以来の最高を記録、岩戸景気の幕開けとなった。そして昭和三十五年（一九六〇）の「安保闘争」で岸内閣が瓦解し、代わって登場した池田内閣は所得倍増計画を打ち出し、日本経済は一路高度成長に向かってひた走ることになる。

このような時代背景の中で通産行政も大いに自信をつけつつあった。その自信の現れの一つに「化学工業振興法」制定の動きがあった。この法律は石油化学工業に進出する企業の数が急激に増加しつつあったため、化学工業分野における新規事業と既存事業の調整を行う必要があるのではないかということから発想されたものである。

昭和三十一年（一九五六）八月二十八日にまとめられた法案は政令で主要な化学製品の範囲を定め、通産大臣が毎年度化学工業審議会の意見を聞いて、それら化学産業の振興策を建てるというものである。いってみれば対象製品の需給から設備調整、資金まで一貫して政府が必要に応じて介入するというわけである。これはきわめて統制色の強いものであった。当然、化学業界は官僚統制の復活だとして警戒の態度を強めた。しかも、政府部内でも公正取引委員会などが独禁法の抜け穴になるとして反対の火の手が上がった。結局、新規産業の育成に絞るということになり、法案の名称も「新規化学工業振興法」と改められた。

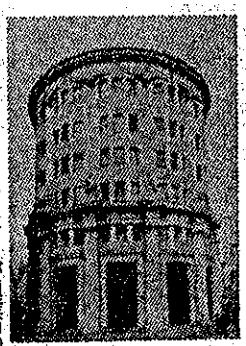

旧東京証券取引所ビル

だが、この法案も不人気であった。というのもこの法案は新技術の工業化にあたって事業の採算に不安があるものを対象としている以上、その施策の中心はどうしても国家資金の投融資ということにならざるを得なかった。そうなると大蔵省としてはそのような法律が通産省の専管で運用されることは好ましくないということからこの法案もまた成立が危ぶまれた。

ひそかに開銀と接触

こうした情勢を早くから見越していたのが斉藤、熊谷らであった。中でも熊谷は合成ゴムの国策案には政府資金の拠出がどうしても必要だという観点からひそかに日本開発銀行理事松田太郎（後日本合成ゴム社長）と接触した。松田は元商工省（現通産省）事務次官の経歴からも熊谷の相談に親身になって乗った。

もっとも松田が開銀総裁小林中と一緒になっていくら考えても、当時の日本開発銀行法では融資はできるが、出資はできないことになっていた。そこで何か別な方法はないかというところから浮上してきたのが「新規化学工業振興法」の中に出資条項を設けることであった。しかし、この法案は大蔵省が最初から難色を示していたため、熊谷らは次善の策として二つの法案を用意することになった。

振興法案の後詰めとして用意した法案は「合成ゴム工業振興臨時措置法」案（後の合成ゴム製造育成法）と「日本合成ゴム株式会社法」案（後に成立した同名の法律とは異なる）の二つであった。

通産省が単品の産業振興にいくつもの法律案を用意したということはそれだけこの合成ゴム事業の育成を通じて石油化学という新しい産業を国策的な観点から育成するという決意の表明でもあった。

この法律案の作成について当時、多くの苦労を重ねた斉藤はいう。

「合成ゴム事業に対する開銀の出資についてはもともと法律の裏打ちがないんだから大蔵省は随分反対した。化学工業振興法は企業局長だった徳永久次さんと話合ってまとめたんだが、そのうち官僚統制だとか、何とか雑音が煩くなってもっと分かりやすい名前がいいということから新規化学工業を振興するということに変えたんだ。しかし、それでも政府資金の融資や出資が中心になるから大蔵省はいろいろ難癖をつけていた。だからこの法律は潰されるかもしれないという懸念がわれわれにあった。とくに新規化学工業というと何でもかんでも新しいものならばいいのか、ということになって大蔵省の賛成は得られにくいだろうとは思っていた。だからこの際、合成ゴムだけでも出資の道が開けるような法律を用意しておいた方がいいんじゃないかということで進めることになった」。（敬称略）

（筆者は梅野棟彦本紙主幹）

昭和を彩った日本の石油化学工業

=162=

題字は三井石油化学相談役鳥居保治氏

国策化への障害

斉藤のこのヨミは正しかったが、あとからちょっとクレームがついた。斉藤はさらにいう。

「徳永さんがわたしのところに来て、きみ抜け駆けするんじゃないだろうな、と言うんだ。何のことだと聞いたら、だってお前は合成ゴム事業だけに絞っていくつかの法律を用意したいといっているようじゃないか。合成ゴム事業への出資だけできたら、振興法から降りるなんていうんじゃないだろうな、と詰め寄られて困った。決してそのようなことはいたしませんなんてその場は取り繕ったが、結果としては合成ゴムだけの法律ができて、振興法は流れてしまった。あとから徳永さんに会ったらやっぱり二階に上げて梯子を外したな、なんて笑っていたよ。だけど結果としてはいまでもあの方法しかなかったような気がしている」。

開銀の対応

斉藤や熊谷が松田太郎を通して日本開発銀行総裁小林にその打開策を相談していた頃、開銀内部でその可能性について知恵を絞らされていたのが総務課員朝倉達夫(後日本合成ゴム社長)である。

朝倉は江田島の海軍兵学校で終戦を迎え二十七年に東大経済を出てその前年設立された開発銀行に入行した。合成ゴム事業を国策的な観点から推進しようという話は早くから資金的な問題で開銀に関係書類が回ってきていたので、そうした書類に目を通しているうちに合成ゴム事業に関心を持ったという。関心を持ったというのは比較的早く世を去った朝倉の父宇八が戦前、BSの兄弟会社である日本ゴム専務でゴム統制会の理事をしていた影響ではなかったか。後にブリヂストンタイヤ大阪支店長から日本合成ゴム営業部長に転じ、社長、会長となった勝本信之助が統制会時代に朝倉の父に世話になったというのも因縁であろう。

朝倉は当時を回想する。

「三十年頃だったと思いますが、アメリカの合成ゴム工業についてもいろいろな資料を読みました。すでにあの頃でアメリカは百万トン以上の生産を上げていたと思いますが、日本でも、もうぐずぐずしてはいられないという状況にあったと思います。だから開銀の融資機能をどうしたら出資機能に切り替えることができるかについては猛烈に勉強したものです。それは小林総裁が開銀法の付則を改正してできないか、という意見を出したことから内部で検討が始まったように記憶していますが、とにかく国策会社設立のタイミングをずらしてはならないという気持ちも強かったように思います。それにわたし自身はこの事業に強い魅力を感じていたということもあったように記憶しています。結局、合成ゴム製造事業特別措置法のような事業法の中で出資を想定し、一年ほどしてから産業投資特別会計に切り替えるということでケリがついたわけです

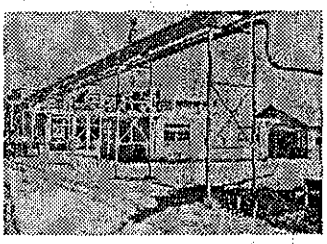

日本ゼオン高岡工場

が、開銀からの出資ができなかったら日本合成ゴムの設立はだいぶ遅れたんじゃないかと思います」。

通産省、日本開発銀行双方の努力の末に政府資金を国策会社に出資するという話がつきつつあった。だが、当局にとってもっと厄介な問題があった。

それは政府出資の国策事業に対してあくまでも民間資本主体で合成ゴムの事業化を目指す日本ゼオンの存在であった。日本ゼオンの合成ゴム事業計画がある限り、政府の合成ゴム事業をナショナル・プロジェクトとして認定することはできそうもないというのが大方の見方であった。

ゼオン懐柔へ

軽工業課長懇合のように「どうしても言うことをきかないというなら古河グループへの助成は一切行わないことにしようではないか」という意見に代表される雰囲気が当時の通産省軽工業局や官房の一部で声高に語られていたことは事実である。そんな中で権力ばかり振り回してもラチが開かない、ここは一つ日本ゼオンが納得する案を出すことが先決ではないかという柔軟な発想が熊谷ら官僚の間に芽生えつつあった。

通産省が合成ゴム産業は各社の計画を一本化して国策事業として推進するという方針を一層強固にしていた頃、横浜ゴム尾山、日本ゼオン岸野両首脳の合成ゴム事業に対する決意も一段と固くなっていた。

昭和三十一年(一九五六)十一月二十九日午後六時過ぎ、旧東京会館九階のロイヤル・ルームでは折しも日本ゼオンが高岡に建設していた塩化ビニル工場の竣工祝賀披露パーティーが開かれていた。参会者はいずれも同社と関係の深い人達であり、多数の政官界人も招かれていた。

その中には通産省軽工業局から出席した斉藤、堀合、熊谷、久保、吉田らも立ちまじってそれぞれに談笑のひと時を過ごしていた。

パーティーの主催者側である日本ゼオンの役員はもちろん、関係の社員にいたるまでがこの祝賀会を最後まで成功裏に導く努力に没頭していた。そんな中でパーティー会場の片隅で二人の男が長いこと顔を寄せ合い、交互に相手の耳元に顔をつけるようにしてひそひそと語り合っていた。

二人とも比較的長身であったからそこに長いこと立っているというだけで目立つ存在ではあった。一人は通産省軽工業局有機化学第一課石油化学班長吉田であった。いま一人は今日のパーティーの接待側にいた日本ゼオン企画課長大西だった。

二人の間にはよほど込み入った話があるらしく時々、大きな声を出しては慌てて周囲を見回したりしていた。

この二人が立ち話になったのは大西が来賓の相手をしているうちに吉田の姿を目に止め、早速吉田の傍に行って「いつもお世話様です。どうかきょうはゆっくりしていってください」とあいさつした途端に「よう、大西さん。あなたを探していたんですよ。ここで悪いけどちょっと話がある」といって吉田は会場の中でも割合人の少ない隅の方に大西の肩を抱くようにして連れて行った。

(敬称略)

(筆者は樹野棟彦本紙主幹)

昭和を彩った日本の石油化学工業

＝(163)＝

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

共倒れの危険性

「大西さん。このような席でお話しするのはどうも失礼だとは分かっているんですが、ことは緊急を要するのでひとつ聞いてくれませんか」。

「わたしは一向に構いませんよ。どうぞ」。

特殊ゴム先行を要請

「それじゃ申し上げますが、実はお宅の合成ゴム事業のことでお願いがあります。何とか特殊ゴムだけ作るんだということにしていただけないでしょうか」。

「それはどういうことですか。GRSというかスチレン系のような汎用合成ゴムは作ってはならんということですか」。

「いや、そんなことをいっているわけじゃありません。政府出資で特殊会社を設立しようとしていることはご承知の通りです。ところがお宅が汎用ゴムを作るという計画で頑張っておられると、同じものを二方は私企業でできるといっているのに、片方は政府出資がなければできないというのでは大蔵省が納得しないんですよ。それに国会への法案提出もできないんです。ここは表向きだけ汎用合成ゴムの事業計画を取り下げるという形にしていただけませんか。全部カタがついたら大西さんの所で汎用合成ゴムをお作りなることは一向に差し支えありません。何とか稲垣さんをはじめ尾山さんや岸野さんの了解を取ってもらえないでしょうか」。

「そりゃあ弱りましたな。何といっても尾山さんは頑い人だから、そんな話をしたら何を言い出すかわかったもんじゃありません。吉田さん、それよりこの間、当社と日本ゴム工業会と通産省軽工業局の三者が国会の先生方に呼ばれて合成ゴム事業にどのような考え方をもっているかについて聞かれたことは覚えておられるでしょ。その時、うちほ汎用合成ゴムについては、こういうやり方をすれば政府の助成などあおがなくても私企業でできると言い切ってしまっているんです。それなのにいまさら汎用合成ゴムの事業計画を降りるなんていったら世間の信用はどうなるか、そこのところも考えないといかん問題があるんですよ」。

「そのことなら別に気にすることはないんじゃありませんか。日本ゼオンは取り合えず特殊ゴムの企業化だけを先行させることにした。そして汎用合成ゴムについては政府が作る計画の成り行きをみながら改めて考えることにしたと言えば世間は政府事業の成否をみてからやるんだなということで、むしろお宅の経営姿勢が慎重なことだという意味で納得すると思いますよ」。

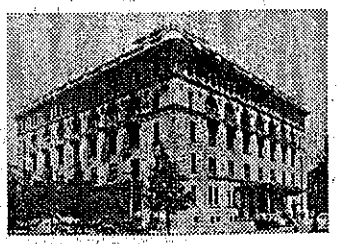

旧東京会館本館

「吉田さんの言う通りかも知れませんが、とにかく尾山さんに作為的なことはいえ、当面、汎用合成ゴムの事業計画を取り下げましょうとはなかなか言い出しにくいなあ」。

「だけど、大西さん、このままいけば間違いなく政府の計画もお宅の計画も共倒れになりますよ。それならここは一時したくないこともしていただいて両方の計画が陽の目をみるようにした方がお宅のためでもあると思いますがね。どうか、この線で何とかまとめるようにしようじゃありませんか」。

「じゃ吉田さん。うちが汎用合成ゴムを当面事業化しないといって降りた恪好をしたとしますか。その後で事業化するといったらもう許可しないなんていうことはないんでしょうね」。

ゼオンの決断いかん

大西は疑わしい顔をして吉田の顔をまじまじと見つめた。見つめられた吉田は照れ臭そうに笑った。

「大西さん何てことをいうんですか。通産省は一度約束したことは必ず実行してます。嘘だと思うなら誰にでも聞いてごらんなさい。とにかく両方の計画を生かすも、殺すもお宅の決断にかかっているといっても過言ではありません」。

「そんなこと言われたらどうしようもありませんよ。まあ、とにかく明日でも稲垣さんや尾山さんにそれしか道はないということで話してみます。吉田さんのいう通りになるとは保証できませんよ」。

「まあ、そうなるように努力してくださいよ。通産省もそこまでしか考えつかないんだからわれわれを助けると思ってひとつよろしくお願いしましたよ」。

大西は「うーん」と返事にもならないうめき声を発しながらようやく吉田と別れた。パーティー会場は一段と人の数も増えたようで、さわさわとした雰囲気がさらに濃密さを増していた。

大西は日本ゼオンの会長室でこの時の吉田との一件を鮮明に語る。

「あのような慌ただしい場所で重大なことを打ち明けられると、回りで誰かに聞かれてやせんかという焦りと話の内容をちゃんと記憶しておかなければならんという気持ちから異常に緊張するもんだということがわかった。吉田さんの方はとにかくわしに伝えればいいんだということで、ああもしてくれ、こうもしてくれというだけだからいいが、聞いている方はあの気難しい尾山社長にどう伝えるかで頭が一杯になってしまった。吉田さんの言っていることは、要するにこのままいけば両方がつぶれるということだった。日本ゼオンが特殊ゴムだけやるんだと大蔵省に説明してくれれば両方が生き残れるというんだ。たしかにうちが頑張っていれば大蔵省が通産省の計画に金を出さんから汎用合成ゴムの計画を下ろしてくれというのはわかるんだ。だけど頑固な尾山さんがこれを聞いたら烈火のごとく怒るだろうという想像はしていた。あの頃は絶対的な権力を持っていた通産省のいうことだから、ある程度は従わなければならなくなるだろうとは想像していたが、結論的にどうなるかは全く予想できなかった」。

大西はパーティーの翌日、横浜護謨本社に社長尾山を訪ねて吉田提案を説明した。

大西の話を聞いた尾山の顔はみるみるうちに不快な表情になった。しかし、ひと言も発することはなかったという。

（敬称略）

（筆者は梅野棟彦本紙主幹）

昭和を彩った日本の石油化学工業

＝⑭＝

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

通産省の〝証文〟

尾山はその日、一日考え抜いた末、相談役で日本ゼオンの会長を兼務する稲垣、日本ゼオン社長岸野それにグッドリッチ・ケミカルから同社に出向している副社長フォードらの参集を求めて会議を開いた。大西も吉田提案を説明するため同席した。

悔いを千載に残す

「通産省の要求はどう考えてもあまりに不当なものだといわざるを得ない。われわれの計画を特殊ゴムだけの計画にしろというのは今後、日本ゼオンは汎用合成ゴム事業をやってはならないということではないか。これはあくまでも表面的なことだといっているそうだが、それならなぜ、われわれが大蔵省に行ってそのことを正式に説明しなければならないのか。そんなことをすれば世間に知れ渡ることはもちろん、外資審議会だって日本ゼオンが将来、汎用合成ゴムの技術導入申請をしたら約束が違うと言い出すのではないか。通産省の策略に乗せられてうっかり行動したら悔いを千載に残すことになる」。

尾山は冒頭から激しく反対の意志を表明した。

「日本の通産省はなぜ企業の計画に介入するんですか。アメリカやヨーロッパの産業社会では考えられないことです。あくまでも従来の計画で行くということを日本政府に表明するべきじゃないですか」。

グッドリッチから出向しているフォードがどうしてもわからんというように両手を大きく広げながら尾山の主張に賛成した。

岸野も尾山の懸念は十分考えられる、ここは慎重に考えて結論を出すべきだと思うといい、稲垣もいま少し通産省の真意を確かめてみる必要があるのではないか、いますぐここで結論を急ぐことはあるまい、とじっくりと腰を落ち着けて取り組むことを提案した。

横浜護謨と日本ゼオン両社首脳の会議はこの日から三日の間、断続的に開かれ、議論は堂々めぐりの観を呈したという。

「どうかね、尾山君、これ以上論議を尽くしても結論は同じだという気がするんじゃがね。通産省は信用ならんといっても、いままでにこれといってわれわれが不利益を被ったという事例はない。ここはひとつ役人のいうことを信用してまかせようではないか」。

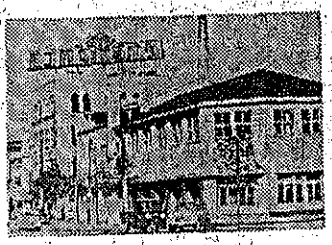

横浜護謨旧東京本社

歳のせいかこのところや体力の不足を嘆いている稲垣がまず尾山の説得に回った。

「いや、相談役、そのようなことを軽々におっしゃられては困ります。通産省はわれわれの汎用合成ゴム事業への進出を阻むものではない、ただ、国が推進する事業の妨げになるから日本ゼオンが生産するのはニトリルゴムやブチルゴムのような特殊な合成ゴムだけだということにして大蔵省をだましてくれといっているわけです。しかし、その通りにやったあとで今度われわれが汎用合成ゴムを事業化しようとしたら、そんな約束は知らないということになる可能性は十分にある。しかも、この通産省の提案は単に大西君を通じて口頭で伝えられただけであって、保証に足る文書は何もないというのが現実です。そんな話に簡単に乗るわけにはいきません」。

渦巻く疑念

尾山のこの発言は元通産相の経歴を有する稲垣の前で通産省は信用するに足らんといっているようなものであった。聞いている稲垣は自分の置かれている立場と論議の対象を考えると真っ正面から反論することもならず、しばらく重苦しい沈黙がこの場を覆った。

この時、この場の雰囲気を救うようにフォードが唐突に発言した。

「このような場合、欧米では政府との間であっても相互にアグリーメントとか、コントラクトに達したという文書を交わすことがありますが、日本でも政府との間でそうしたことはできるのではありませんか」。

尾山は思わず膝を叩いた。

「それだ。それはいい考えだ。大西君、通産省から国策会社の問題が終わったら間違いなくというか、遅滞なく日本ゼオンに汎用合成ゴムの事業化について認可するという念書でもいい、覚書でもいい。とにかくそういうものをもらえないか、掛け合ってくれ」。

「さあ、そんなことできるでしょうか。一度聞いてみなければ何ともいえません」。

答えながら大西は無意識に稲垣の顔を見た。通産省という政府機関が私企業に認可を約束するような念書とか、覚書を出したなどという話は聞いたことがない。民間側から政府に提出させられる念書はいくらでもあるが、いったいそのようなことは可能なのか。通産行政に深い経験のある稲垣に助けを求める気持ちが動いたのも無理はなかった。

「尾山君、それはどうかね。いくら通産省が頼んできたことだとはいってもそこまで役所がやってくれるとは思えないがね」。

「いや、相談役、ここがもっとも大切なところです。そのようなお墨付きがなければ、あとで状況が変わったとか、国策会社の見通しがつくまで待ってくれとか、何を言い出すか分かったものじゃない。そんなことになったらいくら悔やんでも悔やみきれるものではありませんよ」。

尾山の強硬な意見に周囲はみな気を呑まれたのか、尾山の気持ちを鎮めることができる意見は容易に出なかった。

（敬称略）

（筆者は梅野棟彦本紙主幹）

昭和を彩った日本の石油化学工業

＝⑯＝

題字は三井石油化学相談役鳥居保治氏

〝熊谷試案〟受け入れ

この論議が始まって三日目の午前、いままでの論議を少し整理してみようということになって大西が個条書きにしてみた。

三つの解決案

①あくまでも既定方針を貫くことにするか。

②中間原料であるブタジエンについて国家的助成を期待するが、重合段階は二ないし三社の民間企業に任せるべきだと主張するか。

③当局の要請に従ってまず特殊合成ゴムを生産し、市場における実績を作ってから汎用合成ゴムを事業化することにするか。

このように問題点を整理してみるとそれぞれの方針が引き起こすであろう利害得失がはっきりしてきた。

「尾山君、政府の事業計画と競合してあくまでもやることは今後のことを考えると余りいい結果を生まんように思うがどうかな。結局のところ国策案も潰れるかも知れないが、われわれの計画も潰されるということを覚悟しなければならんということを考えねばならない。だからわしは三番目の案をとって堅実に合成ゴム事業の展開をはかるべきじゃと思うが、どうかね」。

「稲垣さん。それはどうですかね。たしかにあえて通産省と事を構えれば両者が共倒れになるということは考えなければなりません。では百歩譲って相談役のおっしゃる通りにしたとして果たして通産省から国策会社ができたあとわれわれの汎用合成ゴムの事業認可がもらえるという保証があるでしょうか。わたしとしてはもしもその保証を意味するような念書というか、覚書のようなものを通産省からもらえるならばおっしゃる通りにしたいと思います。大西君、この点について一度、通産省の意向を聞いてくれんか」。

尾山は通産省の念書がなければテコでも動かないという顔つきをした。

尾山の話はまたしても念書につきあたった。

大西は漠然と通産省に念書をくれといったら熊谷や吉田、久保はどんな顔をするかなと想像してみた。恐らく「大西さん、頭は大丈夫か」と聞くだろうな、と思った途端、自然に笑いがこみあげてくるようだった。その笑いをかみ殺していると突然、岸野がだめ、だめというように手を振って話しだした。

「尾山さん。前から相談役も言っておられるように、役所がわれわれに念書など出すはずはありませんよ。そんなこと前例がないことでしょう」。

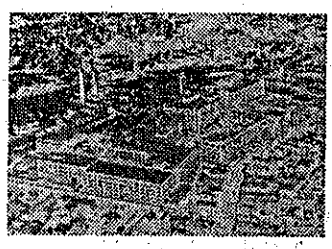

米GRケミカル本社

大西もさっきとは打って変って全く困惑していた。

このやりとりを聞いていた稲垣が意を決したように尾山に語りかけた。

「ちょっと待ってくれんか。大西に通産省へ言って念書を取って来いといってもそりゃあ無理だよ。そんなことできるわけがないだろう。どうしてもというならわしが斉藤局長のところへ行ってもらってくるから、ここは一応、通産省の要請通りにしようではないか。とにかくあまり頑張るとかえって結果はよくないということになりかねん。通産省がこのような条件を出してきたということは大蔵省に対して国策でなければできないという説明がどうにもつかなくなったということだと思う。だからいままでここで協力しておけば通産省も悪いようにはせんという腹をくくったからこその提案だとみていいんじゃないか。従ってわれわれをペテンにかけるなどということはあり得んよ。まあ、一両日、この問題はわしに預けてくれんか」。

「そうですか、相談役が請け合ってくださるならわたしもこれ以上こだわりません。とにかく合成ゴム事業は日本ゼオンの将来にとってのみならず、横浜護謨にとっても重大な問題であることはよくご承知のことと思いますので、当初計画からいささかも遅延することは許されません。その積もりで対処していただくようお願いします」。

特殊ゴムでスタート

三日間にわたる横浜護謨と日本ゼオン両社首脳の意見調整は通産省のいわゆる〝熊谷試案〟を受け入れることで終了した。

稲垣は数日後、通産省軽工業局に斉藤と熊谷を訪ね、古河グループにおける汎用合成ゴム事業の計画はいささかも変更のないことを強調すると同時に、当局の意向に沿って表面的ではあるが、とりあえず日本ゼオンの事業計画を特殊合成ゴムのみの企業化ということにして大蔵省に説明することを約束した。そして、合成ゴム事業法の成立後、あまり時間を置かずに日本ゼオンとグッドリッチ・ケミカルによる汎用合成ゴム製造技術援助契約の認可を行うよう重ねて要請した。これに対して斉藤、熊谷は「ご協力に感謝する。日本ゼオンの技術導入の認可については然るべき時期が来たら必ず貴意に沿うよう努力する」ことを約した。この会談で稲垣は念書とか覚書とかいう話は一切しなかったという。もともと稲垣はそんなことが役人の間で通るとは露ほども思っていなかったのであろう。

話は飛ぶが、日本ゼオンの合成ゴム事業計画とその技術導入申請は昭和三十二年（一九五七）三月二十七日に約束通り当局は正式に受理した。その内容は当初計画よりもかなり変更されていた。それは通産省の特殊合成ゴムに限定せよという要請を入れたこともあるが、それ以上に原料ブタジエンの量的確保が困難になったためである。

内容からみると特殊SBR（低分子の液状ゴムでスチレン五〇％含む）年産三千トン、同ラテックス（スチレン八五％含む）同二千八百トン、ニトリルゴム千五百トン、ハイスチレンゴム千百トン、合計八千五百トンであった。

（敬称略）

（筆者は梅野検彦本紙主幹）

昭和を彩った日本の石油化学工業

＝⑯＝

履行された約束

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

当初の生産計画一万五千トンが半分近くまで縮小されたのは日本石油化学が建設するエチレン製造設備を年産二万五千トンと決定したため、そこから副生するブタジエンは年間五千トンしかできないことが確定的となったことにある。

計画を正式認可

この当時、横浜護謨副社長に昇格していた関が日本ゴム工業会理事会で説明したところでは「日本石油化学さんには再三にわたってブタジエンの生産量を増やすことをお願いしたが、物理的に困難だといわれた。しかし、われわれとしては事業化を遅らせるわけにいかないのであえて予定通り建設に踏み切ることにしている。今後は日本石油化学さんのエチレン設備の増設に見合って合成ゴムの生産を増強していくことにしたい」とブタジエン供給量の増加への期待を表明した。

日本ゼオンの事業化計画は同年七月十六日、政府外資審議会で正式に承認されたが、この認可は政府の合成ゴム製造事業特別措置法が正式に施行された約一カ月後のことだから斉藤、熊谷は稲垣との約束を正確に守ったことになる。

政治家であり、実業家であった稲垣だからこそ官僚の思考パターンを飲み込んで要所、要所を抑さえた駆け引きを行ったということになろう。普通の実業家なら官僚特有の玉虫色のような裁定に乗せられて結果は曖昧なものになったのではなかろうか。

稲垣の思い出を大西が追想する。

「あの人は通産大臣まで務めた方だし、官僚の思考については非常に明るかったからどう話を持っていけば約束を履行させることができるか、その辺のことは十分に分かっておられた。だから尾山さんに取れるわけもない念書を自分が取ってきてやるなどといったんだと思うんだ。実際問題として念書とか、覚書とか言ったらかえって役人の反発を招くということもちゃんと計算していたんでしょう。とくにあの当時、日本ゼオンの計画が通産省の合成ゴム事業法の成立を妨げているということは役所の中はもちろん、ゴムに関係している人なら誰知らぬ者はなかったんだから言うべきことと、そうでないことをしっかり識別しておられたと思います。通産省はその後、国策会社の一件がすべて終わった時にあの時の取り決めに従って当社の事業計画を遅滞なく認めた。

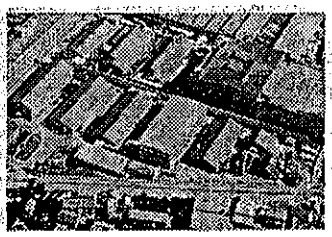

三菱化成旧中央研究所

そしてその後、当社が認可を求めたSBRやラテックスの事業計画も約束通り処理した。それは稲垣さんがあとあと齟齬（そご）のないようにあの時しっかりした話をつけておられたということじゃないでしょうか。当社の合成ゴム事業はその後、日石化学以外からも原料ブタジエンの手当てができ、さらに原料輸入という路も開けたことで合成ゴム事業を拡大することができました」。

国策案も着実に進行

日本ゼオンとの競合を打開しつつあった通産省の努力と並行するように半官半民とはいえ間違いなく国策事業として位置づけられようとしている合成ゴム製造会社設立のための協議が三菱油化池田亀三郎、協和醗酵加藤辨三郎、ブリヂストンタイヤ石橋正二郎らトップによって着実に進められつつあった。

中でも池田亀三郎の合成ゴム事業に対する熱意は非常に大きなものがあった。

もともと池田は三菱油化の設立にあたって事業の中心に高圧法ポリエチレンと合成ゴムを据えるという発想をしていた。この発想は池田が三菱化成企画課長補佐藤井を新会社に引っ張ることを前提にして藤井に石油化学事業の企画を任せたことと関連する。

藤井は戦時中に東大石油工学科を出て陸軍燃料廠にいた。戦後、三菱化成に入って当時、溝の口にあった同社の中央研究所に在籍。そのうち三菱系各社の出資によって石油化学事業が始まると聞いた藤井は、ぜひ参画したいといって同社企画担当取締役杉山徳三に懇願した。

はじめは難しいようだったが、藤井の熱意にほだされた杉山が本社の企画課員に加えた。藤井にいわせると「その頃は研究といっても非常に限られたもので、とくに意欲が湧いてくるようなテーマはなかった」という。そのような時期に三菱化成が石油化学事業をやると聞いては石油系技術の経験者としてはじっとしていられなかったであろうことは想像に難くない。

本社の企画課に転勤になって、たまたま一晩に百億円ほどの事業規模を有する石油化学計画をまとめろと言われ、それを無事やりこなしたことが、多分池田の目に止まったのであろう。そうでなければ池田がこれからどうなるかわからない新会社の企画立案を藤井に一任するなどということはあり得ない。

藤井が強く建言した「ポリエチレンと合成ゴムの事業化」について池田は無条件に賛成した。中でも合成ゴムは藤井が「単独でやることは難しい。ドイツのイーゲー三社（バイエル、ヘキスト、バーディッシェ）でさえ別個にやろうという計画をご破算にして、関係企業であるヒュールスで一本化してやろうとしている。だから日本ではとにかくどこでも組んで一緒にやるべきだ」という意見も素直に受け入れた。

この時期の池田はすでに新会社の社長になることが決まっていただけに、いままでのように国会の参考人や産業団体などの講師に招かれて「化学工業論」や「工業技術論」などについて意見を述べるといった評論家的なところは全くなかった。すべての問題を現実的に捉え、もっとも合理的だと思われることについてはそれがどのような若輩の意見や主張にも真剣に耳を傾けるという姿勢を貫いていた。藤井の主張もその中のひとつであった。（敬称略）

（筆者は柵野棟彦本紙主幹）

昭和を彩った日本の石油化学工業

＝⑩＝

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

共同事業案成る

話は横道にそれるが、ついでに藤井茂の主張をいまひとつ紹介する。

三菱油化は高圧法ポリエチレンの技術をBASFから導入したが、最初にそのきっかけをつかんだのが藤井だという。

ドイツの「エール・ウント・コーレ」（石油と石炭）という工業雑誌にBASFとシェルが合弁投資で「ライニッシェ・オレフィン・ウエルケ」という会社を設立し、そこでポリエチレンを事業化する計画を固めたという記事を読んだ藤井がデュッセルドルフの三菱商事にいた大学同期の名古屋十一に確認の電報を打ったことが後に役に立ったはずだというのである。しかし、名古屋はその頃すでに現地であたりをつけていたというからいずれが正しいかは不明だ。

油化、協和、BSが合意

話を元に戻す。藤井の建言で池田は協和醗酵、日本ゼオンとの共同事業化について努力するが、日本ゼオンは横浜護謨との関係があってどうしても参加できないと突っ張る。そこでプリヂストンと手を握ることにして連日、石橋と会合を重ね、石橋と合意ができたところで協和醗酵との意見調整に入った。協和醗酵は加藤が山陽化学時代から共同化については積極論をぶちぶちとげていただけに石橋、池田の共同事業案に賛同するのにそう時間を要することはなかった。

この三者による合意が国策事業へと発展したのは外貨の節約と国産奨励を常に旗印としていた通産省の産業育成思想と根本的に合致したからだといってよかろう。

国策的方式による合成ゴムの事業化

国策的方式による合成ゴムの事業化は民間の総力を結集し、そこにある程度官が助成するという考え方で、その認識は昭和三十年（一九五五）九月頃、時の軽工業局長吉岡千代三が軽工業課長倉八正をはじめ日用品課長兼雑貨第一課長川田博道、有機化学第一課長宮沢鉄蔵らにゴム業界と化学業界の意見をそれとなく探らせた。

そしてこれを引き継いだ吉岡の後の局長斉藤と宮沢の後を受けた旅谷が、具体的に、政府はどのように助成したらいいか、助成するにしてもどのくらいの規模でどの程度のコストであれば事業として成立するのか、このアウトラインを試算してみなければならないということがまず先決となった。

すでに合成ゴムの需要見通しは少々強引ではあったが、天然ゴムと合成ゴムの消費の割合を大幅に引き上げることで形を整えた。そこでコスト試算のため、プリヂストンタイヤ、三菱油化それに協和醗酵からそれぞれ適当な人材が集められることになった。

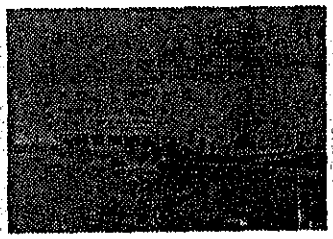

BS技術センター

このコスト試算に参加したのは協和醗酵調査課員有光輝夫（後日本合成ゴム専務）、日本トレーディング出身でプリヂストンタイヤ企画課長関本昭（後日本合成ゴム取締役千葉工場長）、日本開発銀行調査部企画課長山田照男（後同行理事）、三菱油化企画課員三枝明彦（後鹿島石油常務）らであった。そして彼らの論議を束ねていったのが協和醗酵常務川崎京市である。

これらのメンバーは新会社設立時にそのまま技術部会のサブ構成員になった。この時の彼らのコスト試算の結果が国会審議の中でしばしば引用されることになるわけだが、当時すでに国策会社の立地についても関係者の間で揉めたことがあるという。

立地問題をめぐって

この立地問題についてはユーティリティーなどのインフラストラクチャーが整備されているか、どうかでコストも変化してくるので重要なテーマであった。最終的には四日市に立地したわけだが、この時点では川崎地区も有力な候補地であった。その理由はヒンターランドに近いということであったが、その主張を執拗に行ったのはプリヂストンの技術部員前田哲郎（後日本ゼオン、花王などの取締役）であった。

前田は満鉄の引き揚げ者で日本トレーディングに入った。昭和十三年の京大経済学部出身ながら技術者顔負けの知識を持ち、海外の文献を漁っては欧米の石油化学がどのようになっているかを関係者に説いてやまなかった。なかなかの大局観を持ち、発想も豊かであった。前田は後に企業を転々とするが、それは性格があまりにも直情径行であったからで時として周囲と妥協できなかったからでもある。だが、前田はプリヂストンの技術センターでニッケル錯体を触媒とするシス・ポリブタジエンの技術開発を促し、日本ゼオンに移ってはDMFを溶剤とするブタジエン抽出法のヒントを発し、花王では砂糖黍からパルプを作ることに没頭するなど異能の士であった。

前田や関本がプリヂストンに移ったのは当時、日トレはプリヂストン本社の中に事務所があり、ディーラーとしての付き合いも深かったことによるとみられている。

前田が川崎を主張したのはヒンターランドという問題以外に四日市は三菱だから、満州時代からの財閥拒否という潜在意識ではなかったかと見る向きもある。

だが、この立地問題は新会社が出来てからの議論を通して合成ゴムの製造には大量の水が必要であり、川崎地区にはそれだけの水がないということが川崎市や神奈川県の工業用水の見通しから明らかとなるにつれて消えた。

合成ゴムを国策会社として推進するにはそれなりの理論武装が必要であり、それを実現するのに川崎京市は適役であった。彼は何年か前に「アルコールからブタジエンを作る」主戦論者であり、その当時、すでに協和醗酵社長加藤辨三郎に随行してアメリカやヨーロッパに出かけて行って現地の合成ゴム工業をつぶさに見て回ったという経験がここで大きくものをいうことになった。川崎に協力した何人かの若手技術者の中でもっとも早く走り使いをさせられたのが三菱油化に入社したばかりの三枝明彦である。（敬称略）

（筆者は梅野棟彦本紙主幹）

昭和を彩った 日本の石油化学工業

＝⑱＝

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

日本合成ゴムの前身

三枝は東北大教授徳久寛門下で有機合成化学を専攻した。研究室では先生の指示でシクロヘキサンを分解してそこにどうしたらメチル基をつけることができるかを研究していたという。もともとシクロヘキサンは分解するとエチレンとブタジエンになるので、エチレンはポリエチレンの、ブタジエンは合成ゴムの原料になることは分かっていた。しかし、経済性はなかった。

国策化の議論と茶碗酒

先生の狙いは別なところにあったと三枝はいう。この徳久の研究は、後にトルエンをベンゼンにするという脱アルキル化技術として花が開く。だが、この頃はシクロヘキサンに水素を加えて分解しても触媒がよくなかったので目的通りの反応は得られなかったのであろう。

三枝は三十一年に大学を出る時、先生から池田への紹介状をもらった。徳久は戦時中、三菱石油にいたことがあり、池田とは旧知の間柄であった。三枝が池田を訪ねたのは日本化学工業会館一階の同協会副会長席であった。

池田は「三菱グループが石油化学事業をやる方向で話は進んでいるが、まだ会社ができたわけではない。だからきみを取るわけにはいかない。しかし、どうしても入りたいというならまず三菱化成の入社試験に合格してからのことだ。その時は引っ張ってやろう」といった。三枝は改めて三菱化成に顔を出し、時の人事部長林規（後三菱商事社長、会長）に会った。林は経緯を聞いてその場で内定を出した。かくして三枝は三菱油化発足と同時に藤井の下に配属され、企画課員となった。

合成ゴムの国策化が論議されはじめるとほとんど前後して三枝は合成ゴム計画を担当するよう藤井から言われた。

関係各社から手伝いに来ている何人もの人達と落ち合うのに決まった事務所というものはなく、それは港区麻布飯倉片町にあったブリヂストンタイヤ東京研究所の会議室であったり、皇居のお濠端に面した第一生命ビルに本社があった協和醗酵の会議室を借りたりして経済性や技術的な問題を議論した。

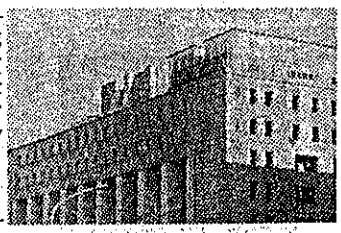

第一生命ビル

その議論も沸騰してくると時には深夜に及び、時どき協和醗酵が差し入れてくれる焼酎を五郎八茶碗であおりながら議論を続けたという。論議はいつもどの程度の規模で事業化したら採算がとれるのかということであり、そのためには原料ガスやスチレンモノマーはいくらで確保しなければならないかということであった。

三枝は当時のことはあまりよく覚えていないと前置きしながら回顧する。

「規模については通産省の熊谷課長や吉田石油化学班長がとりあえず一万五千、三万、四万五千トンの三段階に分けて試算してはどうかといっているというのでその通りやった。なにしろブタジエンとスチレンモノマーという原料がいくらで使えるのか皆目見当もつかない状態で計算しようというのだから自信のないことおびただしかった。しかも計算は技術導入料がどのくらいかかるかなども予想してそれらを全部ひっくるめてコストを計算しなければならなかった。建設費の見込みなどは川崎さんやブリヂストンタイヤの東京研究所長をしていた下里（錠次・後日本合成ゴム常務）さんあたりの話をうかがって大体の前提条件を置いてそれからタイガー計算機を何万回まわしたことか、膨大な労力と時間を費やしたものです。それにソリッドとラテックスの両方についてもやるわけですから大変だった。あの時たしかスチレンは八十円ぐらい。ブタジエンは百円ぐらいからそれぞれ十円刻みで合成ゴムにした時のコストを計算したように記憶している。天然ゴムが安くなればそれだけコストも切り下げなければならないわけで、結局キロ二百三十円で売るのが限界じゃないかということになった。これ以上コストを切り下げろということになれば政府のうんと金利の安い金を沢山借りてやるしかないということになった。その時の金利は六分か六分五厘で計算したように思う。あの頃民間は一割前後の金利でしたよ」。

三枝はこれにかかりっきりとなって半年間はほとんど会社には電話連絡だけで出社しなかったという。この頃になると自分はどこの社員なのか、随分変な気分だったと笑う。

厄介な政府出資

合成ゴム製造臨時措置法案の国会審議に備えて通産省軽工業局がまとめた新会社の総所要資金は百三十九億円。その内訳は主設備八十億円（うちブタジエン設備三十六億円、合成ゴム設備四十四億円）、付帯設備二十九億円、その他経費三十億円、技術指導料十七億円、建設期間中の経費四億五千万円、金利八億五千万円と見積もった。この資金は資本金二十五億円、うち政府出資十億円、民間出資十五億円と予定していた。残り百十四億円は開発銀行と民間金融期間からそれぞれ五十七億円ずつ借り入れるということで、これはこのまま国会審議の場に出すことになった。

現在の日本合成ゴムはこの所産ではあるが、政府出資をどうするかというのがまたひとつ厄介な問題であった。当局は最初、産業投資特別会計からの出資を予定していたが、合成ゴム事業への出資案件が浮上してきた時にはすでに昭和三十二年度予算は固まってしまっていたため、急きょ、日本開発銀行からの出資に切り替えざるを得なくなった。

当時の日本開発銀行法は国策事業に直接出資できないことになっていた。この法律は昭和二十六年（一九五一）三月に施行されたもので、開銀は一般の金融機関が引き受けることが困難な資金や社債などの証券を引き受ける。ただし、それらはいずれも償還に十年以上を要するとみられるものに対して貸し付けを行うというものである。つまり出資ではなく、あくまでも融資と債券の引き受けに限るとしていた。（敬称略）

（筆者は梅野棟彦本紙主幹）

昭和を彩った日本の石油化学工業

＝⑱＝

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

舞台は国会審議へ

開銀法の条文を改正してくれという通産省と、民間の金融機関との調整上それはできないとする大蔵省の主張が真っ向から対立し、政治的な解決以外に路はないのではないかとみられていた。

軽工業局長の懐刀

石橋は早い時期に産業投資特別会計からも、開銀からの出資も困難だということを知っていた。その情報は大蔵省主計官であった女婿の鳩山威一郎（後参議院議員）からもたらされていた。石橋も政界に働きかけるしかあるまいと思わざるを得なかった。

その上、厄介なことに民間出資の面でもことはそう簡単ではなかった。資本金二十五億円のうち民間で調達する資金は十五億円だが、これが集まるという保証はなかった。

自安としてはゴム業界が十億円、石油と石油化学を含めた化学業界で五億円ということになっていた。石油・化学は企業力からみて問題はないが、零細な業者を抱えるゴム業界では難しいという声があった。

ゴム業界では事前に出資協力方についての根回しを行っていたが、中堅どころから以下の中には果たして出資しても採算に乗るものか、どうか、また出資したらいやでも製品を買わされるのではないかといった疑念もあって業界各社の足並みは乱れがちであった。

当局は民間出資の調達についてゴム業界の足並みを事前に揃えておかないと、国会審議の最中に民間は知らないといっているというようなことが野党から言われると審議自体が混乱しかねない。とくに国会審議の日程がわずかしかないという見通しが強いだけにここはしっかり処理しておかなければならない問題であった。

ここで知恵を振り絞った末に解決策を出したのがその頃すでに軽工業局長斉藤の懐刀という異名を奉られるようになっていた有機化学第一課長熊谷であった。

熊谷はある日、ゴム工業会の幹部との懇談会の席上、ゴム業者から「ゴム糊などを作る揮発油の量が増大しているが、その揮発油は最近、道路の建設費にあてるという揮発油税のおかげで、コストが高くてやり切れない。何とかならないものか」といわれた。

この話に熊谷は即座に反応した。反応しただけではない。これを国策事業である合成ゴム事業に対する民間出資の準備金につなげることにしたのである。

揮発油税は全額道路の建設費にまわされるので租税体系からいえば明確に目的税であり、ゴム加工業者は毎年、大量の揮発油をゴム糊や接着剤として消費しており、その税額負担は毎年数億円になるという。とにかく揮発油は自動車の燃料であり、ゴム業界は別にそのような使い方をしているわけではない。そこで熊谷はゴム業界の幹部に向かって「この揮発油税を免除するから合成ゴム会社への出資に応じてくれまいか」と提案した。

岸信介氏

ゴム工業会は最初はそんなことを大蔵省が了承するとは思えない、できればそんなありがたいことはないが、といった半信半疑の態であった。しかし、熊谷が熱心に説得するので、石橋正二郎・日本ゴム工業会会長名で「ゴム加工用揮発油税の免除に関する陳情書」を大蔵省をはじめ各政党関係に配り始めた。業界の動きと並行して軽工業局はその年の税制改正の主要な政策として大蔵折衝を開始し、ついに昭和三十二年度からゴム用揮発油の免税について租税特別措置法を適用、毎年免除の手続きがとられることになった。

民間出資、とくにゴム業界からの出資金はこの揮発油税が免除されて浮いた資金を財源にするということでゴム業界は納得せざるを得ないことになった。たしかにゴム業界は租税特別措置法が適用されていくかぎりいまの税金分が手元に残ることになるが、手元に税金分が残るということと国策会社への出資を払い込むということは別問題だということである。実際となるとなかなか思惑通りにことは運ばなかった。世間でよく言う通り、「カネ」だけは握ってみなければわからない、というように中小商工業者が現実に出資金の払い込みを行うかどうかはその時になってみなければわからないといってよかった。

事実、募集にあたって一時は失権株が出るのではないかということも懸念される始末であった。もちろん石橋をはじめゴム業界の実力者が事態の収拾に乗り出し、失権株を肩代わりするなどの応急処置に出たことはこの間の事情を物語っていよう。

開銀出資を決定

一方、政府出資については石橋が旧知の間柄にあった鳩山一郎、佐藤栄作、石井光次郎ら政界実力者に働きかけ、その打開策を懇請した。それが功を奏したか、どうかは定かではないが、昭和三十二年（一九五七）三月三十一日、総理岸信介が蔵相池田勇人、通産相水田三喜男、企画庁長官宇田耕一などの経済閣僚を集め、鳩首協議の末、開銀法を改正しなくても合成ゴム製造事業特別措置法の中に開発銀行から出資が受けられるという条項を特別に設けることで事態の打開をはかることになった。

蔵相池田は当初、いくつかの思惑からこの事業法に対してはあまりいい顔をしなかった。とくに通産省専管の事業法によって開銀法が曲げられるような感じがあることに強い抵抗があったという。しかし、党内きっての財政通であった水田の説得で、一年後には政府予算である産業投資特別会計が肩代わりするということで妥協した。もっともこの妥協の産物である「一年後産投に切り替え」という緊急非難的な措置をめぐって「合成ゴム製造事業特別措置法」案は国会の審議の場で紛糾することになる。

国策事業である合成ゴム製造事業特別措置法案の国会上程の手続きは開銀からの出資を決定した翌月の二十五日、蔵相、通産相に自民党政調会長塚田十一郎を加えて協議の結果、持ち回り閣議で裁決。二十七日、第二十六国会の衆議院商工委員会に付託、いよいよ五月六日審議を予告。実質的な審議開始は八日からとなった。

合成ゴム事業法が審議された二十六国会はあまり重要法案がなく、したがって与野党が厳しく対立するという情勢にもなかったため、会期はこの月の十八日で予定通り閉会になる見通しであった。審議期間はわずかに十日間しかない。果たして期間内に成立するか、どうか危ぶむ向きが多かった。成立しなければ継続審議の了解をとるしかなかった。しかし、それがとれなければ廃案となる運命にあった。

（敬称略）

（筆者は梅野棟彦本紙主幹）

昭和を彩った日本の石油化学工業

＝(170)＝

題字は三井石油化学
相談役鳥居保治氏

特別措置法の初審議

第三十四章

昭和三十二年（一九五七）五月八日の衆議院商工委員会は午前十時四十八分から通産相水田三喜男が小売商業特別措置法案の趣旨説明を行っていた。この法律は最近、企業や官庁が社員や職員で構成する共済または組合組織で売店などの福利厚生施設を運営する傾向が強まり、これが一般の小売業者を圧迫しつつある。そこで、これを何らかの形で規制する必要があるというものであった。

数年で採算ラインに

委員会の政府側答弁席には水田をはじめ通商産業省政務次官長谷川四郎、同官房長松尾金蔵（後日本鋼管副社長）同軽工業局長斉藤正年（後特許庁長官、新大協和石油化学社長）ら政府委員が並んでいるのに小売業を所管する中小企業庁長官川上為治（後参議院議員）や同振興部長今井善衛（後次官、日本石油化学社長）といった政府委員の顔ぶれはなかった。

それもそのはずでこの委員会は政府提出にかかる「合成ゴム製造事業特別措置法」（内閣提出第一五四号）の最初の審議に入ることを数日前の議院運営委員会で取り決めており、小売商業特別措置法案は提案理由の説明だけにとどめるということになっていた。このため政府委員側はその合成ゴム製造事業特別措置法案に関する政府委員だけが出席したというわけである。

水田の小売商業に関する法案説明が終わった途端に委員長福田篤泰が「本案に対する質疑は後日行うこととする」と宣言。続いて「次に合成ゴム製造事業特別措置法案を議題とし、審査を進めます。では質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。小平久雄君」と指名した。

小平は自民党栃木三区選出で後に総務庁長官、労相などを歴任するが、地元ではなかなかの素封家で、当時は小平産業、小平林業などを経営しており、質問は通り一遍のものであろうというのが大方の見方であった。

ところが小平は立ち上がるなり「まだこの法律案を十分読んで研究していないので詳しいことは分からないが、一、二理解できないところがあるのでお尋ねいたします」と前置きしてかなり鋭い質問を放った。

「この法律案の説明を読むとすでに何か特殊な会社を予想して、日本開発銀行から出資するようだが、そのところを法律ではことさら回りくどく書いているように思われる。なぜそこを避けて書いてあるのか、

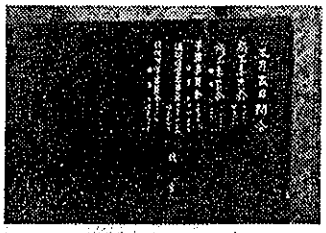

衆議院委員会開催予告

理由があるならうかがいたい」。

委員長が「水田通産」と「大臣」まで全部言い終わらないうちに「委員長」といくぶんかすれたような声を上げて斉藤が立ち上がった。

この法律案の所管原局は軽工業局だから別に斉藤が出しゃばったわけではない。斉藤は鶴のようにひょろっとして小柄だが志の強いことでは知られていた。昭和十年に通産省の前身である商工省に入り、戦時中は物資動員計画で鉄を担当し、割当てに不満を持った血の気の多い陸海軍の将校を相手に"ないものはない"と強気に押しまくり、一歩も引かなかったことでも知られる。

委員長が改めて「通産省軽工業局長」と指名したところで斉藤が答弁席に立った。

「お答えいたします。従来政府の出資する会社につきましては特殊会社という形態がございますが、この合成ゴム製造事業を行う会社については長い間、いろいろと研究して参った結果、政府が直接出資することにいたした次第でありまして。そこで一般会計あるいは産業投資特別会計のいずれかの予算から出資することを考えましたが、実はいずれの予算もすでに決定済みでありましたので開発銀行から出資する以外に方法がなくなったというわけであります。しかし、一年後には政府出資に切り替えるということも考えているところでありますが、これも従来のような特殊会社の方式をとることが適当かどうか、これまた議論のあるところであります。具体的には石油資源開発会社のように最初から相当長期にわたって経済的に採算に乗らないという性質の事業であればこれは政府が民間に代わって行う事業として特殊会社形態をとるという考え方があります。ところがこの合成ゴム事業はわれわれの計画では六年後となっていますが、とにかく数年後には採算が見込める事業だということになっており、将来は民間に払い下げるということも考えられるので特殊会社でない方がいいということになったのであります」。

民間の自発的主導に期待

「説明されたことは分かるが、この法案を一読して感じるのは複数の会社にも平等に援助を与え得るかのごとき感がある。ところがどうも特定の一会社を予定しているようで、そこのところが割り切れない。それならそうと最初からこの会社に出資するんだと割り切って書くべきではないのか」。

何となく興醒めにものの言いたまった感じのところにもってきて小平は自分の聞いていることとは全く違う答弁にいら立ちをみせながら斉藤に法案提出の裏を説明しろと迫った。

「特殊会社を設立する場合は政府が設立委員を任命いたしますが、この法案で予定しているのはそうではなく、民間が自発的に政府の考える計画に適当するような会社を作ってくれば、それに援助を与える。かように思っておるわけであります。簡単にいえば会社の設立は民間の自発的なイニシアチブに期待するということであります。このような形態の方が将来株式の所有関係が変更になるという場合に適当である。また、この法案では政府なり開銀が半分以上の株を引き受けてはならないということになっているのは、あとの半分以上の資本を民間から調達することで民間主導のもとに新会社が運営されるのが適当だと考えたからでもあります。」（敬称略）

（筆者は梅野棟彦本紙主幹）